

令和2年竹田市農業委員会4回総会議事録

1. 日 時 令和2年4月6日(月) 午後3時00分～午後4時09分

2. 場 所 竹田市役所3階5会議室

3. 出席委員 8名

1 番 丹 統司、2 番 小伏間敬雄、3 番 佐藤 博一、4 番 本郷 敦子
7 番 馬場 一己、8 番 和田 京子、10 番 志賀 一幸、13 番 森 哲秀

4. 欠席委員 5名

5 番 麻生 敏明、6 番 渡部美保子、9 番 長野 幸生、11 番 工藤 一美、12 番 原 眞治、

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：坂本大蔵、管理係長：佐藤正子、農地係長：工藤裕崇、管理係：津曲美香

6. 議事

議案第25号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分・・・・・・・・・・ 9件
議案第26号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・ 3件
議案第27号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・ 31件
議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・ 9件
議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・ 2件
議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・ 1件
議案第31号 非農地証明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6件

会長 あいさつ

局長 ただいまの出席委員数は、8人で定足数に達しています。

議長

只今から、令和2年竹田市農業委員会第4回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。

それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、8番 和田京子委員、10番 志賀一幸委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第7号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、3件ありましたので報告いたします。

1番、2番の2案件は、議案第28号の農地法第3条の所有権移転に関連し、合意解約するものです。

3番の1案件は、議案第27号の農用地利用集積計画に関連し、合意解約するものです。続きまして、報告第8号について報告を申し上げます。農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、6件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようです。これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

- 議案第25号 農用地利用集積計画の承認について 農地中間管理事業分・・・・・・・・・・9件
- 議案第26号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・3件
- 議案第27号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・31件
- 議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・9件
- 議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・2件
- 議案第30号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・1件
- 議案第31号 非農地証明について・・・・・・・・・・6件

以上、61件を、本日の議案として提案いたします。

議長

議事参与に該当する案件については、その議案の最初に行いますのでご了承ください。

議案第25号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。

議案の説明を、事業所管課の農政課に求めます。

農政課

1番及び9番の案件は農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ10年間の賃借権による権利の設定を行うものであります。2番から8番の案件については農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ10年8カ月間の賃借権による権利の設定を行うものであります。

議長

只今、議案第25号について、事務局から説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第25号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第25号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第26号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について を議題といたします。
議案の説明を、事業所管課の農政課に求めます。

農政課

先の議案第25号におきまして、土地所有者から大分県農業農村振興公社への権利設定の承認をいただきましたが、議案第26号の農用地利用配分計画案は、農地中間管理事業による10年間及び10年8カ月間の賃貸借による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものであります。

1番の借受人は、〇〇〇〇氏です。〇〇氏は、現在16,907㎡の水田を耕作しておりますが、今回カボス畑を借り入れ、カボス栽培を10年間行う計画です。選定理由としましては、「双方でマッチングの結果」であります。

2番の借受人は、認定農業者である 〇〇〇〇です。選定理由としましては、「基盤強化法の利用権設定から中間管理事業法賃借権へ移行」であります。

3番の借受人は、認定農業者である 〇〇〇〇氏です。

選定理由としましては、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」であります。

議長

只今、議案第26号について、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第26号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第26号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。ここで、休憩いたします。

農政課の井出係長は、退席してください。ありがとうございました。 (午後3時19分)

議長

(午後3時20分)

再開します。続いて、議案第27号 農用地利用集積計画の承認について を議題といたします。28番及び29番の案件について、7番 馬場一己 委員は、農業委員会法第31条に規定する議事参与の制限により、一時退席をお願いします。ここで、休憩します。 (午後3時21分)

議長

(午後3時22分)

再開いたします。議案第27号の28番及び29番の説明を、事務局に求めます。

事務局

28番及び29番の借り手は、認定農業者である ○○○○氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2名、稲作・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第27号の28番及び29番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号の28番及び29番の農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

7番 馬場一己 委員は、ご着席ください。

ここで、休憩します。 (午後3時22分)

議長

再開します。議案第27号の1番から27番、30番及び31番の説明を、事務局に求めます。

(午後3時23分)

事務局

1番から4番の借り手は、〇〇〇〇氏です。1番は3年間の、2番から4番は5年間の賃貸借、再設定です。労力は2名、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。2年間の賃貸借、再設定です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

8番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

10番の借り手は、〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、新規設定です。労力1名、稲作中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

11番の借り手は、〇〇〇〇氏です。9ヶ月間の賃貸借、再設定です。労力2名、稲作・果樹栽培中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

13番の借り手は、〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2名、稲作・畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

14番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。3年間の賃貸借、再設定です。

15番及び16番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。15番は10年間の、16番は5年間の賃貸借、再設定です。

17番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

18番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

19番及び20番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

21番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。6年間の賃貸借、再設定です。

22番の借り手は、新規就農者の〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。労力1名、畜産中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

23番及び25番、26番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。23番は3年間の、25番及び26番は5年間の賃貸借、新規設定です。

24番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の使用貸借、再設定です。

27番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。10年間の賃貸借、再設定です。

30番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、新規設定です。

31番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇氏です。5年間の賃貸借、再設定です。

全ての案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第27号の1番から27番、30番及び31番について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第27号の1番から27番、30番及び31番の農用地利用集積計画の承認については承認することに決定いたします。

議長

続いて、議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1番の説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第28号の1番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字植木字田島〇〇〇〇番 外4筆 登記地目 田5筆 合計面積4,090.91平方メートルを息子が養子として県外へ転出したため親子間の贈与により所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、39,293.91平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第28号の1番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、コンバイン2台、田植え機2台を所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第28号の2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の2番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字平田字十一〇〇〇〇番 外8筆 登記地目 田9筆 合計面積7,462平方メートルを所有権移転するものです。譲

受人の取得後の経営規模は、7, 462平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

8番 和田京子委員に調査報告をお願いします。

8番 和田京子委員

議案第28号の2番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2名です。トラクター・耕運機・田植え機・コンバインはすべてリースとします。稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第28号の3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の3番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字入田字河宇田〇〇〇〇番 登記地目 田1筆 面積1, 144平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、20, 246平方メートルとなり、下限面積要件を充たしております。

議長

4番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

4番 本郷敦子委員

議案第28号の3番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター2台、田植え機1台、コンバイン2台を所有しており、稲作・花き栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われれます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第28号の4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の4番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字入田字広瀬〇〇〇〇番 登記地目 田1筆 面積669平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、5, 097平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

4番 本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

4番 本郷敦子委員

議案第28号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1名です。農機具は、トラクター1台を所有しており稲作・野菜中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第28号の5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の5番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市大字次倉字中ノ迫〇〇〇〇番 外10筆 登記地目 田9筆、畑2筆 合計面積10,094平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、10,094平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

3番 佐藤博一委員に調査報告をお願いします。

3番 佐藤博一委員

議案第28号の5番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2名です。5年前教職を退職され跡を継いでおります。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台を所有しており、稲作栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第28号の6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の6番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市荻町馬場字八重牧〇〇〇〇番 登記地目 田1筆 面積1,447平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、22,760平方メートルとなり、下限面積要件を充たしてあります。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2番 小伏間敬雄委員

議案第28号の6番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター3台、コンバイン1台を所有しており、稲作・野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第28号の7番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の7番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市荻町馬場字井ノ頭〇〇〇〇番 登記地目 田1筆 面積3,029平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、116,482平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2番 小伏間敬雄委員

議案第28号の7番の調査報告をいたします。譲受人の労力は3名です。農機具は、トラクター6台、田植え機1台、コンバイン1台を所有しており畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、議案第28号の8番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の8番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字下泉〇〇〇〇番 外4筆 登記地目 田5筆 合計面積9,530平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、9,530平方メートルとなり、下限面積要件を充たします

議長

10番 志賀一幸委員に調査報告をお願いします。

10番 志賀一幸委員

議案第28号の8番の調査報告をいたします。親子間の贈与であります。譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、耕運機1台、田植え機1台を所有しており、野菜栽培中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

続いて、議案第28号の9番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第28号の9番の案件は譲渡人〇〇〇〇氏から譲受人〇〇〇〇氏へ、申請地の竹田市久住町大字添ヶ津留字太田〇〇〇〇番 登記地目 田1筆 面積1,607平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の取得後の経営規模は、41,180平方メートルとなり、下限面積要件を充たしております。

議長

10番 志賀一幸委員に調査報告をお願いします。

10番 志賀一幸委員

議案第28号の9番の調査報告をいたします。譲受人の労力は2名です。農機具は、トラクター1台、田植え機1台を所有しており、養鶏中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われまます。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると思えます。

議長

只今、議案第28号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 佐藤博一委員

3番の写真を出していただけますか。畔があるのですか。

4番 本郷敦子

畔があります。赤線に沿って畔があります。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

ないようですので討論を終結いたします。

議案第28号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第29号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第29号の1番の案件は、申請地 竹田市大字枝字笹川〇〇〇〇番 面積1,963平方メートルの田です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。周囲を山に囲まれ獣害がひどく農地として管理できないため、スギ200本を植林しました。転用行為は、すでに令和2年3月10日に植林しており、始末書が添付されております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

10番 志賀一幸委員に調査報告をお願いします。

10番 志賀一幸委員

4月2日に馬場委員と事務局で現地確認をしました。その結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、確実性についてはすでに植林しているため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第29号の2番の案件は、申請地 竹田市大字次倉字宮戸〇〇〇〇番 外3筆 合計面積3,205平方メートルの農地です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等 農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、日照条件が悪く獣害がひどいことから、農地として管理できないため、スギ750本を植林しました。転用行為は、すでに令和2年3月1日に植林しており、始末書が添付されております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

1 番 丹統司委員に調査報告をお願いします。

1 番 丹統司委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、確実性についてはすでに植林しているため、原案のとおり許可に相当すると考えます。以上です。

議長

只今、議案第 29 号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第 29 号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、1 番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第 30 号の 1 番の案件は、申請地 竹田市大字平田字指藤〇〇〇〇番 面積 753 平方メートルの畑です。この申請地は農用地 区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地です。転用目的は、太陽光発電施設です。転用者は九重町の業者で、当初所有者が太陽光発電施設を予定していましたが、できなかったため、転用者が申請地を所有権移転し太陽光発電施設の建設を計画したものです。排水は、既存水路に流す計画で、土地改良区の同意書も添付されております。工事期間は、令和 2 年 6 月 30 日までを予定しています。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

10 番 志賀一幸委員に調査報告をお願いします。

10番 志賀一幸委員

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第30号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。
(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。
議案第30号について、許可相当として意見を付して、大分県知事に進達することにご異議ない方は挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。
よって、議案第30号については、許可相当として意見を付して大分県知事に進達いたします。

議長

続いて、議案第31号 非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第31号の1番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字竹田字鬼ヶ城○○○
○番 外1筆 登記地目 畑2筆 合計面積2,542平方メートルは、周囲を山に囲まれた農地で、居住地から離れているため、昭和35年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

1番 丹統司委員に調査報告をお願いします。

1番 丹統司委員

1番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の2番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字平田字十一○○○○番 外11筆 登記地目 田3筆・畑9筆 合計面積7,870.14平方メートルは、父が管理していたが平成7年に他界し、所有者は県外にいるため農地の管理ができなくなりました。現況は山林・原野となっています。始末書が添付されています。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

2番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は山林・原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の3番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字平田字尾園○○○○番 登記地目 田1筆 面積90平方メートルは、所有者が県外に居住しており、病気療養のため平成10年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は原野となっております。始末書が添付されています。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

3番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の4番の案件は、相続財産管理人である○○○○氏が申請する、申請地 竹田市大字久保字栗戸○○○○番 登記地目 畑1筆 面積77平方メートルは、昭和27年以前から公衆用道路として使用しております。現況は公衆用道路となっております。始末書が添付されています。

議長

7番 馬場一己委員に調査報告をお願いします。

7番 馬場一己委員

4番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は道路となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の5番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市大字九重野字カゴメヲク ○○○○番 登記地目 田1筆 面積2,634平方メートルは、周囲を山に囲まれ獣害がひどいため、平成8年頃から農地の管理ができなくなりました。現況は原野となっております。始末書が添付されています。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2番 小伏間敬雄委員

5番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について説明を事務局に求めます。

事務局

議案第31号の6番の案件は、申請者 ○○○○氏の所有する、申請地 竹田市荻町恵良原字中原○○○ ○番 登記地目 畑1筆 面積234平方メートルは、宅地に隣接した農地で、母が野菜を栽培していたが、昭和56年に県外に転出したため農地の管理ができなくなりました。現況は雑種地となっております。始末書が添付されています。

議長

2番 小伏間敬雄委員に調査報告をお願いします。

2番 小伏間敬雄委員

6番の案件の調査報告を致します。現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われれます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第31号について、担当委員による報告がありました。ご意見、ご質疑はありませんか。

3番 佐藤博一委員

4番の写真を出していただけますか。あの道路は、私有地ですか。それとも市道ですか。私有地で舗装したのですか。個人の道路ですか。

10番 志賀一幸委員

個人の道路です。

議長

他にないですか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので討論を終結いたします。

議案第31号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第31号 非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年竹田市農業委員会 第4回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

【閉会:午後4時9分】

令和2年4月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....